ハ　延滞期間別のエクスポージャーの期末残高
ニ　経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた債務者に対する債権を除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額
三　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額
イ　標準的手法を採用した場合　複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額
ロ　内部格付手法を採用した場合　信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額
四　会社グループのうち、イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項
イ　次に掲げる額の合計額
(1)　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）
(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
(3)　レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）
(4)　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）
ロ　金融機関等（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
(1)　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
(2)　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額
(3)　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限

ホ　オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
(1)　基礎的手法
(2)　粗利益配分手法
(3)　先進的計測手法
ヘ　連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第五条第一項第七号において同じ。）
三　信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の記載も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
(3)　残存期間別
ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの記載を要しない。）
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、第百五十五条第二項第二号及び第二百二十五条第一項（連結自己資本規制比率告示第百一条、第百三条及び第百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第百二十九条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高